

エコカーの普及促進による温室効果ガスの排出抑制等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）とファブスコ株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社イーファシリティ（以下「丙」という。）は、電気自動車等環境性能に優れた自動車（以下「エコカー」という。）の普及を促進し、市域における大気環境の改善および自動車からの二酸化炭素排出抑制を図ることにより、低炭素社会をはじめとする環境への負荷の少ない社会の構築をめざして連携協力するため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携協力し、エコカーの普及を促進することにより、大阪市内からの温室効果ガスの排出抑制等を図ることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成35年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも協定解除の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協力事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するために次の事項について連携協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、甲乙丙協議のうえ決定する。

- (1) 電気自動車等充電設備（以下「充電設備」という。）の設置及び管理に関する事項
- (2) 電気自動車に関する普及啓発などエコカーの普及促進に関する事項
- (3) その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

（充電設備の構成）

第4条 丙が設置する充電設備は、次のとおりとする。

- (1) 急速充電器 1台
- (2) 充電設備案内看板 一式

（充電設備の設置）

第5条 甲は、別表に定める負担区分に応じ丙が前条に定める充電設備を甲が管理する庁舎内（以下「庁舎」という。）に設置することを認める。

- 2 甲は、丙が充電設備の運用、点検及び補修に要する費用の範囲内で利用者から充電設備利用料を徴収することを認める。
- 3 第1項の庁舎は、大阪市役所（大阪市北区中之島1丁目3番20号）とし、具体的な設置場所については甲乙丙協議のうえ決定する。
- 4 庁舎の使用については、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可による。

5 充電設備を設置するための工事及び庁舎の改良については、甲の承認をうけて丙がこれを行う。

(協定の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除する。

(1) 甲が第5条第4項の行政財産目的外使用許可を取り消したとき又は更新しなかったとき

(2) 乙又は丙が本協定書の各条項に違反したとき

2 前項の場合において、乙及び丙は本協定の解除によって生じた損失を甲に請求することができない。

(紛争の解決)

第7条 充電設備の運用に起因して、第三者との紛争が生じた場合は、乙及び丙がこれに対処する。

(その他)

第8条 本協定に定めない事項、疑義が生じた事項又は変更を必要とする事項については、甲乙丙協議のうえ決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年10月 日

甲 大阪市
代表者 大阪市長
吉村 洋文

乙 ファブスコ株式会社
代表者 代表取締役
江藤 邦彦

丙 株式会社イーファシリティ
代表者 代表取締役
田島 彰洋

別表 業務及び経費負担区分

甲：大阪市 乙：ファブスコ株式会社 丙：株式会社イーファシリティ

構成	区分名称	記号	内容	負担範囲		
				甲	乙又は丙	
設置場所等	施設設備	A	設置場所	○		
		B	一次側電気設備（甲設置分）	○		
庁舎改良	庁舎改良	C	二次側電気設備（新設分）		○	
		D	配線用漏電遮断器		○	
		E	電力量計盤（電力量計含む）		○	
		F	電気管路（トラフ、配管）		○	
充電設備	管理機器類	G	電気配線（充電設備）		○	
		H	急速充電器本体		○	
		I	車止め及びバリケード（新設分）		○	
		J	照明器具（新設分）		○	
		K	駐車スペース等塗装		○	
案内看板	充電設備案内看板	L	充電設備案内看板		○	
		M	管理規定及び料金表		○	
		N	その他管理上必要となる看板		○	
工事	工事費用	O	充電設備設置費用		○	
		P	施設設備改修費用（甲設置分）		○	
維持管理	定期点検費用	Q	充電設備		○	
	故障修理費用	R	充電設備		○	
	消耗品	S	充電設備		○	
	消耗品交換	T	充電設備		○	
	維持管理	維持管理	U	充電設備電気料		○
			V	充電設備利用料の収受		○
			W	警備費		○
			X	通信費		○
			Y	緊急対応（連絡等初期対応）	○	
			Z	緊急対応（停止操作及び運用の再開）		○
			AA	クレーム対応		○
			AB	充電設備動産保険（機器類のみ）		○
			AC	充電設備施設賠償責任保険		○
AD	防火管理者	○				
原状回復	原状回復	C~N	記号CからNまでの項目		○	
連絡調整	連絡調整	AE	充電設備の設置及び運用に係る連絡調整	○		

エコカーの普及促進による温室効果ガスの排出抑制等に関する協定書 添付資料

資料1 庁舎所在地及び外観

資料2 充電設備設置場所

資料1 庁舎所在地及び外観

所在地 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号



資料2 充電設備設置場所

地下3階 平面図

一般車駐車場
 公用車駐車場

